

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和4年9月15日

- 1 計画等の案の名称
北海道幼児教育振興基本方針（素案）
（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））
- 2 参考資料の名称
北海道幼児教育振興基本方針（素案）概要版
（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道教育委員会のホームページ
・ 幼児教育推進局幼児教育推進センターホームページへの掲載
(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/yks/125763.html>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター（道庁別館7F）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各教育局企画総務課（石狩教育局を除く）
 - エ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和4年9月15日（木）～令和4年10月14日（金）※郵送の場合は当日の消印有効
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター（幼児教育推進係）
 - (2) ファクシミリ 011-232-8972
 - (3) 電子メール kyoiku.yoji@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年(2023年)3月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター（幼児教育推進係）

電話 011-206-6345